

大隅中学校ホームページ運用規定

（ホームページ作成の目的）

第1条 本校の教育活動について、保護者をはじめ、地域住民に情報を公開し、日常の教育活動・学習活動に対して広く理解を得ることを目的とする。

（ホームページの管理及び運用）

第2条

- (1) ホームページに掲載する全ての情報は、校長の決裁を受ける。
- (2) 校長の決裁を経て掲載された全ての情報についての責任は、校長が負うものとする。
- (3) 校長は、ホームページ作成の適正を図るために、取扱責任者（教育方法係）と管理責任者（教頭）をおくものとする。

（ホームページ情報公開の基準及び禁止事項）

第3条 ホームページの作成に当たっては、「個人情報保護」「人権の保護」「知的所有権（著作権や肖像権）の保護」に配慮して、作成に当たることとする。

- (1) 以下にあげるものは、原則として公開しない。
 - ア 実名・住所・電話番号・生年月日等のプライバシーに関わるもの。
 - イ 写真と実名が一致し、個人が特定できるもの。
 - ウ 著作権、肖像権、知的所有権のあるもののうち承認が得られないもの。
- (2) 以下にあげるものは公開する。
 - ア 学習活動や教育活動の様子が分かる集合写真
 - イ 学校長の決裁を受けた文書やたより
 - ウ 生徒の作品（美術や技術分野などで制作したもの）
 - エ 著作権の公開や出版物の複製物のうち、承諾が得られたもの。
- (3) 掲載情報に対する指摘への対応について
掲載情報について、保護者、教育委員会、その他団体や個人から指摘を受けた場合は、校内において速やかに協議し適切な措置を講じる。
- (4) 管理責任者によって教育的に意義があると認められるものに限りリンクを設ける。

（規定の改定）

第4条 規定により、ホームページ運用や本校の生徒、保護者及び職員に不都合が生じた場合には、取扱責任者及び管理責任者で検討し、必要に応じて職員会議等に諮り、校長の決裁を受けた後直ちに改定できるものとする。また、校長から市教育委員会への報告もあわせて行うものとする。

附 則

この規定は、令和5年9月1日から施行する。